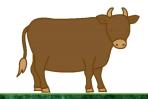
# 畜産への新規就農及び経営離脱に関する調査 (令和6年)

速報版

農林水産省畜産局企画課 令和7年8月







# 新規就農に関する調査の概要

1. 調査対象期間

令和6年1月1日~令和6年12月31日

2. 調查対象者

調査対象期間内に就農した以下の①及び②に該当する者

- ① Uターン就農:畜産経営者の世帯員(子、兄弟姉妹、配偶者)であり、他産業等(学生、研修生を含む)に従事後に親等 の畜産経営に参加又は経営を継承した者
- ② 新 規 参 入 :独自に畜舎、農地等を取得し、新たに畜産経営を開始した者 (第三者による事業継承や畜産経営者の世帯員が新たに別の畜産経営を開始した場合を含む)
- 3. 調査対象の畜産経営
  - ・酪農経営(育成専業は除く)
  - ·肉用牛経営
  - ·養豚経営

注)教育機関や試験研究機関等の非営利的な生産者は対象外

4. 調査方法

各都道府県及び地域の関係機関(市町村、家保、農協等)の協力を得て実施

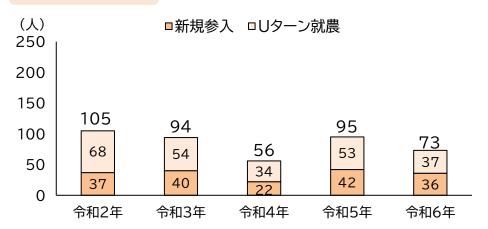
5. 調査項目

経営内容、年齢、就農地、出身地、畜舎の取得方法

# (1) 酪農及び肉用牛経営への新規就農者数

- 令和6年の酪農経営の新規就農者(Uターン、新規参入の計)は73人で、前年から22人減少。
- 令和6年の肉用牛経営の新規就農者(Uターン、新規参入の計)は115人で、前年から47人減少。

#### 酪農(全国)



#### 酪農(地域別)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
414	合計	72	53	35	59	38
北海道	Uターン就農	44	27	18	26	19
坦	新規参入	28	26	17	33	19
<b>≱</b> R	合計	33	41	21	36	35
都府県	Uターン就農	24	27	16	27	18
宗	新規参入	9	14	5	9	17

#### 肉用牛(全国)



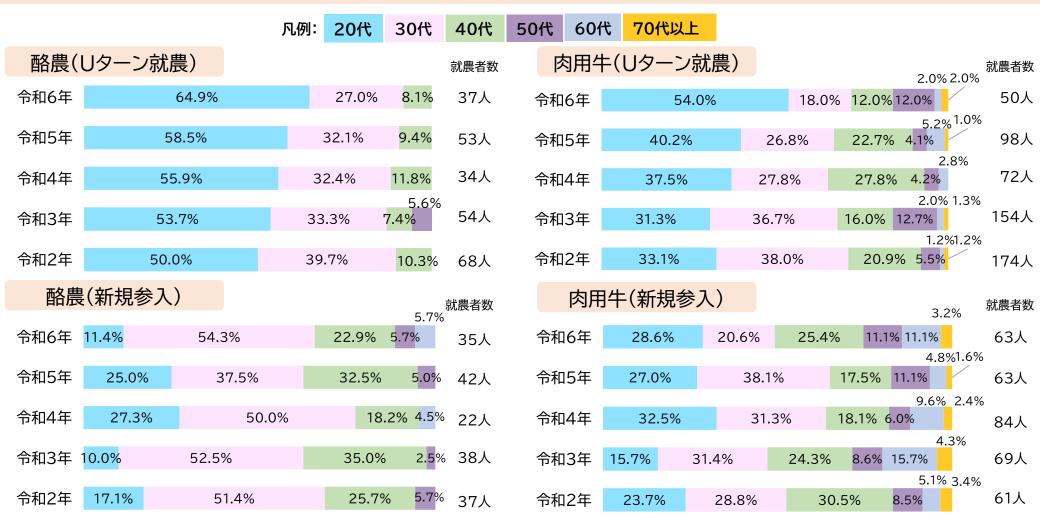
#### 肉用牛(主な地域)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
	合計	18	16	17	17	10
東北	Uターン就農	14	13	7	10	5
,0	新規参入	4	3	10	7	5
九	合計	163	156	93	93	61
九州・沖縄	Uターン就農	127	113	48	62	30
縄	新規参入	36	43	45	31	31



# (2) 酪農及び肉用牛経営への新規就農者の就農年齢

- 酪農経営では、Uターンの8割以上、新規参入の6割以上を20~30代が占める。
- 肉用牛経営では、Uターンの6割超、新規参入の概ね半数を20~30代が占め、ともに酪農経営と比較し50代以上が多い。





# (3) 酪農及び肉用牛経営への新規参入者の就農地及び出身地

- 北海道で就農した新規参入者は、道外の出身者(関東・近畿等)が4割以上を占める。
- 北海道以外で就農した新規参入者は、就農地またはその近隣の出身者が大半を占める。
- 関東出身の8割以上、近畿出身の6割以上の新規就農者が出身地以外の地域で就農している。

#### 新規参入者の年齢構成 過去5年間(令和2年~6年)

(人)

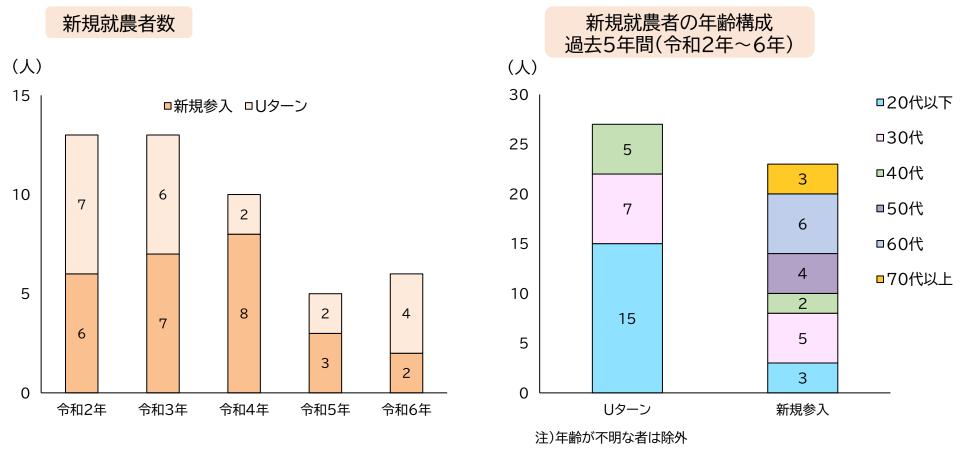
						出身	身地					計
		北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中四国	九州	沖縄	海外	ĒΙ
	北海道	85	3	42		4	9	6	5		2	156
	東北		26	4			1					31
	関東	1		15		1						17
京光	北陸	1			3		1					5
就農地	東海			3		15	1					19
地	近畿			1		1	12					14
	中四国			6		1	4	43	4			58
	九州			6		5	5	1	85	1	1	104
	沖縄			1			1			76		78

注)出身地が不明な者は除外



# (4) 養豚経営への新規就農者数及び就農年齢

- 養豚経営への新規就農者は毎年概ね10人前後で推移。
- Uターン就農は、20~40代である一方、新規参入は、20~70代まで幅広い年齢層でみられる。





### 経営離脱に関する調査の概要

1. 調查対象期間

令和6年1月1日~令和6年12月31日

2. 調査対象者

調査対象期間内に畜産経営を離脱した経営体(個人及び法人)

- 注1)他畜種への転換を含む
- 注2)協業法人成立に伴う廃業を含む(戸数が減少するため)
- 注3)単純な法人成りは含まない(戸数や経営内容に変化がないため)
- 3. 調査対象の畜産経営
  - ・酪農経営(育成専業は除く)
  - ·肉用牛繁殖経営
  - ·肉用牛肥育経営
  - ·養豚経営
    - 注1)複合経営または一貫経営の場合は最も頭数の多い畜種の経営を選択
    - 注2)教育機関や試験研究機関等の非営業的な生産者は対象外
- 4. 調査方法

各都道府県及び地域の関係機関(市町村、家保、農協等)の協力を得て実施

5. 調査項目

飼養規模、年齢、離脱理由(最も適当なものを1つ選択)、離脱後の施設の利用状況

### (1) 酪農経営からの離脱要因① (全体)

- 令和6年の離脱戸数は567戸、離脱割合は4.8%と前年に比べ減少。
- 離脱要因は、「高齢化」が最も多く、「後継者不在」と合わせて3割以上を占める。

#### 1. 過去5年間の離脱農家戸数の推移

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
	離脱戸数	504	472	794	700	567
参	全農家戸数※1	14,000	13,500	13,300	12,600	11,900
考	離脱割合(%)※2	3.6	3.5	6.0	5.6	4.8

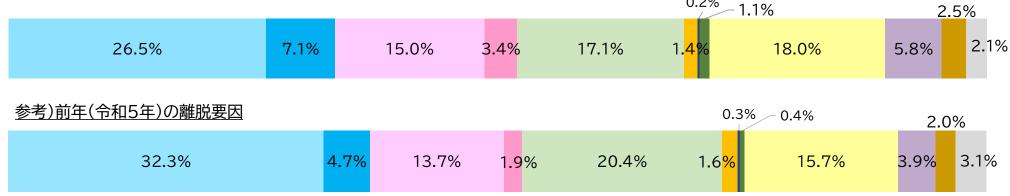
- ※1 農林水産省「畜産統計」(各年2月1日現在)
- ※2 全農家戸数に対する離脱戸数の割合

#### 2. 酪農経営からの離脱要因(令和6年)

- 高齢化
  後継者不在
  従事者の事故・病気・死亡
  経営不振・悪化
  施設・機械の損壊・故障
  環境問題
  標子他の転換
  耕種等他の農業部門への転換
  第三者継承
- ■他の経営体と統合等
- ■家畜疾病の発生

■ 労働力不足





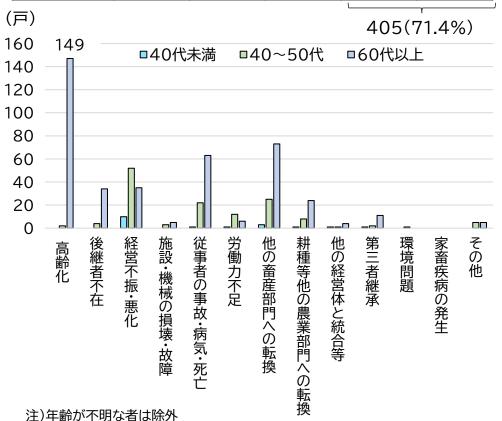


### (1)酪農経営からの離脱要因② (年齢、規模別)

- 年齢別では、離脱戸数の7割以上(405戸)が60代以上であり、最大の離脱要因は「高齢化」(2割以上、149戸)。
- 経産牛頭数別では、50頭未満の離脱戸数が8割以上を占める。
- 離脱した経営体の約2割、102戸が「肉用牛繁殖」や「乳用牛育成」など他の畜産部門に転換。

#### 3.年齢別離脱戸数と離脱要因

	40代未満	40代	50代	60代	70代以上
離脱戸数	18	53	84	191	214
(前年)	(21)	(64)	(112)	(260)	(240)



#### 4.経産牛頭数別離脱戸数

	20頭未満	20~50頭未満	50頭以上	計
離脱戸数 (前年)	228 (274)	229 (315)	108 (86)	565 (675)
離脱戸数の 割合	40.4%	40.5%	19.1%	100%

注)飼養頭数が不明な者は除外

#### 5.酪農から他の畜産部門への転換先

□肉用牛繁殖 □肉用牛肥育 ■乳用牛育成 令和6年 45(44.1%) 53(52.0%) (102戸) 令和5年 5 57(52.3%) 47(43.1%) (109戸) 5 令和4年 76(60,8%) 44(35, 2%) (125戸)

注)転換先が不明な者は除外

### (2) 肉用牛繁殖経営からの離脱要因①(全体)

- 令和6年の離脱戸数は2,181戸、離脱割合は6.9%と前年に比べ増加。
- 離脱要因は、「高齢化」が最も多く、「後継者不在」と合わせて6割以上を占める。

#### 1. 過去5年間の離脱農家戸数の推移

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
	離脱戸数	1,220	1,367	1,540	1,907	2,181
参	全農家戸数※1	38,600	38,900	35,500	33,800	31,800
考	離脱割合(%)※2	3.2	3.7	4.3	5.6	6.9

※1 農林水産省「畜産統計」(各年2月1日現在)

※2 全農家戸数に対する離脱戸数の割合

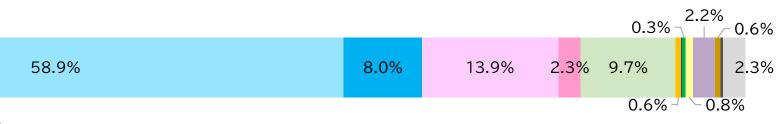
14.3%

#### 2. 肉用牛繁殖経営からの離脱要因(令和6年)

- ■高齢化
- 経営不振·悪化
- 他の畜産部門への転換
- ■その他

- ■後継者不在
- ■施設・機械の損壊・故障
- ■耕種等他の農業部門への転換
- 従事者の事故・病気・死亡
- 環境問題
- ■第三者継承

- ■労働力不足
- ■他の経営体と統合等
- ■家畜疾病の発生



8.2%

#### 参考)前年(令和5年)の離脱要因

62.7%

0.7% -2.1% 0.8% 1.4% 7.5% 1.5%

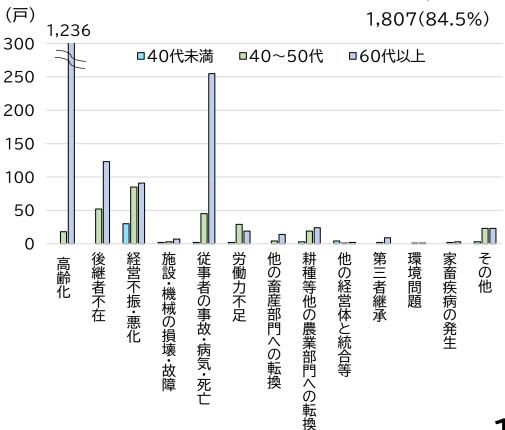


### (2) 肉用牛繁殖経営からの離脱要因② (年齢、規模別)

- 年齢別では、全離脱戸数の8割以上(1,807戸)が60代以上であり、最大の離脱理由は「高齢化」(半数以上、1,254戸)。
- 繁殖雌牛頭数別では、繁殖雌牛5頭未満の離脱戸数が7割以上を占める。

#### 3.年齢別離脱戸数と離脱要因

	40代未満	40代	50代	60代	70代以上
離脱戸数 (前年)	46	94	190	391	1,416
	(27)	(54)	(152)	(332)	(1,328)



#### 4.繁殖雌牛頭数別離脱戸数

	5頭未満	5~20頭未満	20頭以上	計
離脱戸数 (前年)	1,574 (1,405)	494 (389)	98 (76)	2,167 (1,870)
離脱戸数の 割合	72.7%	22.8%	4.5%	100%

注)飼養規模が不明な者は除外



### (3) 肉用牛肥育経営からの離脱要因①(全体)

- 令和6年の離脱戸数は142戸、離脱割合は1.5%と前年と比べ増加。
- 離脱要因は、「高齢化」及び「後継者不在」が合わせて半数以上を占める。

#### 1. 過去5年間の離脱農家戸数の推移

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
	離脱戸数	134	120	104	109	142
参	全農家戸数※1	9,980	9,740	9,480	9,520	9,580
考	離脱割合(%)※2	1.3	1.2	1.1	1.1	1.5

- ※1 農林水産省「畜産統計」(各年2月1日現在)
- ※2 全農家戸数に対する離脱戸数の割合

17.4%

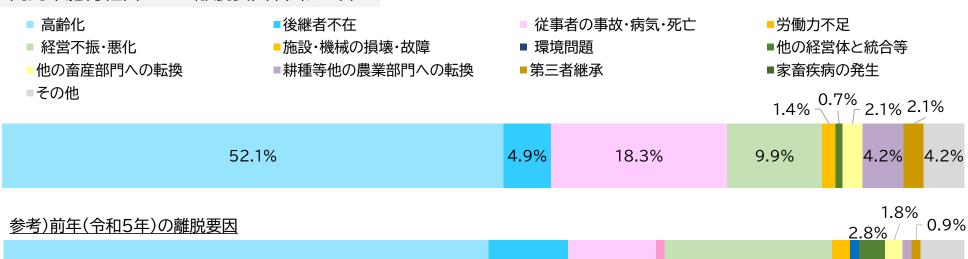
1.8%

0.9% 0.9%

4.6%

#### 2. 肉用牛肥育経営からの離脱要因(令和6年)

50.5%



8.3%

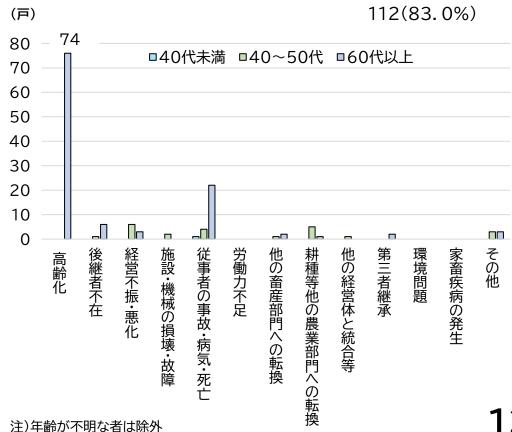
9.2% 0.9%

# (3) 肉用牛肥育経営からの離脱要因② (年齢、規模別)

- 年齢別では、全離脱戸数の8割以上が60代以上であり(112戸)、最大の離脱要因は「高齢化」(半数以上、74戸)。
- 肥育牛頭数別では、10頭未満の離脱戸数が多く(61戸)、全離脱戸数の4割以上を占める。

#### 3.年齢別離脱戸数と離脱要因

	40代未満	40代	50代	60代	70代以上
離脱戸数	1	5	17	28	84
(前年)	(1)	(6)	(9)	(18)	(68)



#### 4.肥育牛頭数別離脱戸数

	10頭未満	10~50頭未満	50頭以上	計
離脱戸数 (前年)	61 (53)	43 (39)	35 (16)	139 (108)
離脱戸数の 割合	43.9%	30.9%	25. 2%	100%

注)飼養規模が不明な者は除外



### (4) 養豚経営からの離脱要因① (全体)

- 令和6年の離脱戸数は115戸、離脱割合は3.7%と前年に比べ減少。
- 離脱要因は、「高齢化」が最も多く、「後継者不在」と合わせて4割以上を占める。

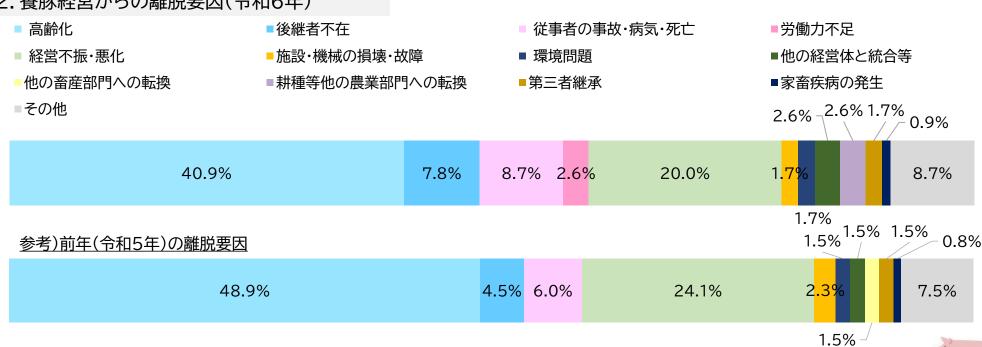
#### 1. 過去5年間の離脱農家戸数の推移

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
離脱戸数		122	111	109	133	115
参	全農家戸数※1	_	3,850	3,590	3,370	3,130
考	離脱割合(%)※2	_	2.9	3.0	3.9	3.7

※1 農林水産省「畜産統計」(各年2月1日現在)

※2 全農家戸数に対する離脱戸数の割合

#### 2. 養豚経営からの離脱要因(令和6年)

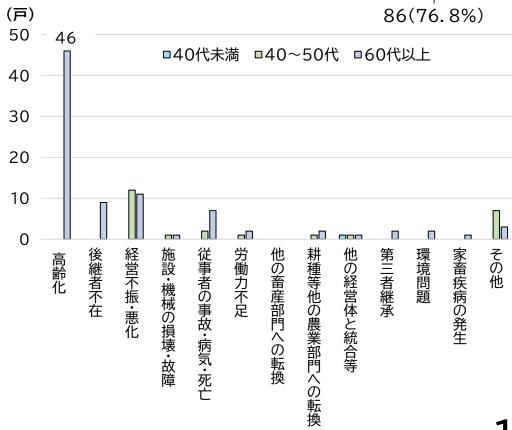


# (4) 養豚経営からの離脱要因② (年齢、規模別)

- 年齢別では、全離脱戸数の7割以上が60代以上(86戸)であり、最大の離脱要因は「高齢化」(4割以上、46戸)。
- 肥育豚飼養規模別では、300頭未満が最も離脱戸数が多く(51戸)、全離脱戸数の半数以上を占める。

#### 3.年齢別離脱戸数と離脱要因

	40代未満	40代	50代	60代	70代以上
離脱戸数	1	6	19	33	53
(前年)	(3)	(12)	(17)	(30)	(58)



#### 4.肥育豚頭数別離脱戸数

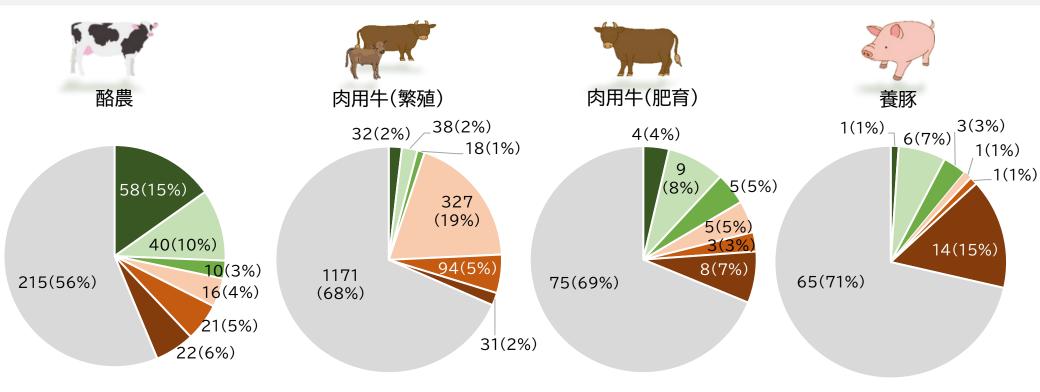
	300頭未満	300~1000頭 未満	1000頭以上	計
離脱戸数 (前年)	51 (58)	29 (41)	10 (15)	90 (114)
離脱戸数の 割合	56. 7%	32.2%	11. 1%	100%

注)飼養規模が不明な者は除外



### 離脱後の畜舎利用状況

- いずれの経営体においても離脱後の畜舎利用について、未定が過半を占める。
- 酪農経営離脱後の畜舎は、2割以上が自農場や既存の畜産農家や新規就農者により畜舎として利用。
- 肉用牛(繁殖)経営離脱後の畜舎は、2割以上が畜舎以外として利用。
- 肉用牛(肥育)経営及び養豚経営離脱後の畜舎は、1割以上が自農場や既存の畜産農家、新規就農者により畜舎として利用。



- ■自農場で畜舎として利用
- ■既存の畜産農家に貸与・売却
- ■新規就農者に貸与・売却
- ■農業で利用(農機具倉庫等)

- ■その他農業以外で利用
- ■取り壊し

■未定

注)畜舎利用状況が不明な者は除外

15